

2・4 バラスト水排出規制

1. バラスト水管理条約の発効

2004 年 2 月に国際海事機関(IMO)で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)の搭載が必要となる。2016 年 9 月 8 日にフィンランドが条約を批准したことにより、批准国が 52 か国、合計船腹量が世界船腹量の 35.14%となり条約の発効要件を充足、採択から 13 年を経て、2017 年 9 月 8 日に条約が発効した。

2. MEPC71 の審議結果

(1)BWMS 搭載期限見直しに関する条約改正

2012 年 10 月の IMO 第 64 回海洋環境保護委員会(MEPC64)において、いくつかの船主国から BWMS 搭載状況の報告が行われたところ、BWMS の搭載が進んでいないことが判明し、条約に定められた搭載期限通りの BWMS 搭載が困難であるとの認識が共有され、BWMS 搭載スケジュール見直しの検討が継続されていたが、2017 年 7 月の MEPC71 において、現存船への搭載期限が条約発効後最大 5 年の延長期間を更に 2 年延長し、条約発効日から 2 年後(2019 年 9 月 8 日)以降最初の IOPP 証書更新検査日までとすることが最終決定された。

- ① 2017 年 9 月 8 日以降に起工する新造船については完工時
- ② 2014 年 9 月 8 日～2017 年 9 月 7 日までに IOPP 証書を更新した船舶は条約発効後の最初の更新時まで
- ③ 上記以外の既存船は条約発効後に行う2回目の更新時まで、または 2019 年 9 月 8 日以降に行う更新時のいずれか早い方
- ④ IOPP 証書を保有しない船舶(総トン数 150 トン未満のタンカーまたは 400 トン未満の船舶)は、2024 年 9 月 8 日まで

(2)バラスト排出基準超過時の緊急対応(Contingency Measures)

条約で求められる排出基準超過が発見された場合の、船体に残ったバラスト水の処理方法について、Non-penalization の原則を考慮し、寄港国が本船と協議の上、港内での排出を許可するという処理方法を含むガイダンス文書が、日本提案を基に合意された。

(3)バラスト水交換の実施免除

条約で定められたバラスト交換海域(陸地より 50 海里以遠、水深 200 メートル以上)が航路上に無い場合の条約の解釈について審議が行われ、交換海域の指定および寄港国による指示が無い場合には、航路を逸脱してバラスト水交換が実施可能な海域を経由する必要はなく、実施不可能な理由をバラスト水管理記録簿に記載するのみで、バラスト水交換の義務を免除することが合意された。

(4)条約導入期の経験蓄積期間(Experience Building Phase:EBP)

条約発効後約 5 年間の EBP 期間においては、Non-penalization の原則を旧 G8 承認機器のみでなく、改正 G8 承認機器を設置した船舶も対象に含めることその他、EBP の目的や情報収

集・分析方法等の基本原則が合意された。審議の結果、同期間中の作業計画等を明記した MEPC 決議が採択され、同期間を 3 つのステージに分割して以下の作業を順次行い、5 年程度で作業を完了することが規定された。

ステージ 1 : 条約運用上の課題を情報収集

ステージ 2 : 情報分析

ステージ 3 : 条約要件のレビュー

(5) G8 ガイドラインのコード化

2016 年 10 月の MEPC70 において、改正 G8 ガイドラインが採択され、条約発効に伴い同ガイドラインがコード化されることが合意されている。2017 年 7 月の MEPC71 において、コード案について審議した結果、コード名称が「バラスト水処理装置の承認のためのコード (Code for approval of Ballast Water Management systems : BWMS Code)」となることが承認された。

3. バラスト水処理装置の承認

MEPC68 以降、最現行 G8 ガイドラインに従って主管庁による型式承認を取得し、実際に船舶に搭載可能な装置の数は、活性物質を用いない装置も含め 74 件となった。